

陶芸の森長寿命化計画 (個別施設計画)

平成29年12月(当初策定)
令和3年10月(第1回変更)
滋賀県商工観光労働部モノづくり振興課

施設の概要

基準日:令和3年10月時点

基本情報	
施設名称 (愛称)	滋賀県立陶芸の森 (陶芸の森)
HPアドレス	http://www.sccp.jp
電話番号	0748-83-0909
所在地	甲賀市信楽町勅旨2188-7
設置目的	やきものを素材に創造・研修・展示など多様な機能を持つ公園として、また、人・物・情報の交流を通して地域産業の振興や新しい文化創造の場とするとともに、滋賀から世界へ情報を発信する。
所管	部局 商工観光労働部 課等 モノづくり振興課
設置年月	平成2年3月
土地	敷地面積 393,917.02m ² 市街化区域 都市計画区域外 用途地域 -
建物	延床面積 4,843.97m ² 取得価額 1,457,283,530円
運営	運営方法 指定管理 運営時間 9:30～17:00 休館日 月曜日、年末年始
	駐車台数 250台
特記事項	
・指定管理者:公益財団法人滋賀県陶芸の森	



施設概要						
名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考
創作研修館管理棟	RC	H2.3.22	1038.68m ²	1	新耐震	
創作研修館研修棟	RC		877.43m ²	1	新耐震	
創作研修館宿泊棟	RC		593.41m ²	2	新耐震	
陶芸館	RC		2334.45m ²	2	新耐震	
成果情報						
	H30	R1	R2	3ヵ年平均	備考	
利用可能日数	306	292	286	294.7		
年間利用人数	346,164	448,557	339,892	378,204.3		
1日あたり利用人数	1,131	1,536	1,188	1,285.3		
					単位:円 ※収入計から県・市指定 管理料等を除く	
年間収入	49,250,588	54,384,336	61,628,567	55,087,830.3		
1日あたり収入	160,950	186,248	215,485	187,560.6		
コスト情報						
	H30	R1	R2	3ヵ年平均	備考	
収入	240,789,911	249,963,076	255,115,892	248,622,959.7	単位:円	
指定管理事業収入	41,976,347	42,900,083	30,569,833	38,482,087.7		
県・指定管理料等	172,119,323	175,978,926	173,707,325	173,935,191.3		
市・指定管理料等	19,420,000	19,599,814	19,780,000	19,599,938.0		
企画事業収益	3,184,421	8,148,938	22,446,881	11,260,080.0		
補助金・助成金	3,000,000	1,500,000	7,690,000	4,063,333.3		
雑収入・その他	1,089,820	1,835,315	921,853	1,282,329.3		
支出	237,746,521	247,068,901	253,593,372	246,136,264.7	単位:円	
人件費	93,713,352	98,401,467	100,859,743	97,658,187.3		
光熱水費・燃料費	22,106,114	22,812,631	19,758,770	21,559,171.7		
委託費	69,135,437	63,905,630	60,293,228	64,444,765.0		
修繕費	5,058,677	8,219,618	6,999,609	6,759,301.3		
その他	47,732,941	53,729,555	65,682,022	55,714,839.3		
収支	3,043,390	2,894,175	1,522,520	2,486,695.0		
資産老朽化比率(※)	58.0%	60.0%	62.0%	60.0%	※有形固定資産合計と 減価償却累計額は陶芸 館の数値のみで算出した	

※減価償却累計額／(有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額)

1. 策定の趣旨

本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。

2. 対象施設

陶芸の森

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設

3. 計画期間

定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、平成29年度から令和8年度までの10年間とする。

4. 個別施設の状態等

(1)施設の劣化・損傷の状況や要因等

創作研修館管理棟・研修棟・宿泊棟、陶芸館の各施設は建築後31年(令和3年9月時点)を経過し、部分的な修繕を繰り返しているが、全体的に経年による劣化がみられる。

また、宿泊棟については、個室の空調機器や水回り設備などの交換を行っているが、全体的に劣化が著しい。研修棟については、電気窓、ガス窓がその利用頻度の高さから、損傷し使用停止となる可能性もある。さらに、陶芸館については、展示室の壁クロスと床絨毯の汚れ、劣化が著しいため、魅力ある施設としていくにはリニューアルが必要。

(2)点検・診断の実施方針

「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき毎年点検を行うほか、建築基準法第12条第2項および第4項による定期点検、その他建築設備の法定点検等の結果に基づき、施設の劣化状況や修繕の緊急性を把握する。

また、建築物の老朽化の進行や安全性に影響を及ぼす恐れのある設備についても、併せて劣化状況や修繕の緊急性を把握する。

さらに、長寿命化対象施設である創作研修館管理棟・研修棟・宿泊棟、陶芸館の各施設は、技術職員による各部位の点検調査結果に基づき、予防保全対象部位^{*}の修繕や更新の必要性、緊急性等を踏まえた長寿命化対策の必要性を見極め、長寿命化に必要な工事内容や時期を「長期保全計画」として取りまとめている。

なお、長期保全計画については、上記の内容を踏まえ、必要な時期に適切に見直しを行うものとする。

*予防保全対象部位…「滋賀県長寿命化ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、長寿命化施設において予防保全工事の実施対象としている部位

(3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項

5. 対策の優先順位の考え方

(1)目標使用年数

長寿命化対象施設については、ガイドラインに基づき目標使用年数を65年とする。その他の施設についても、適時適切な改修等により、法定耐用年数を超えて使用することを目標とする。

(2)当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方

当施設は、多様な機能を持つ公園として、また、地域産業の振興や新しい文化創造の場として、今後も魅力ある施設として維持存続していく必要があることから、利用者の安全対策と利便性向上を優先し、陶芸館について躯体・展示スペース、国内外の陶芸家が滞在制作する創作研修館研修棟・宿泊棟について、適時・適切な改修を行っていくものとする。次に、園内の広場・トイレ等公園施設の維持保全を行っていく。

対策の実施にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。

6. 対策内容と実施時期

(1) 基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

(2) 取組方針

①点検・診断等

- ・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。
- ・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等への反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。
- ・長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を作成する。

②安全確保

- ・公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
- ・老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないよう適切に処分・除却等を進める。

③耐震化

- ・新耐震の建物であることから耐震化済み。

④施設総量の適正化

- ・今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に実施する。
- ・更新時期が到来した施設については、国・市町の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。
- ・統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

⑤長寿命化

- ・長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
- ・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

⑥維持管理・修繕・更新等

- ・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。
- ・施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI 等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

7. 対策費用

(1)長寿命化対策

(単位:百万円)

施設名	年次計画										
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
陶芸の森	0	1.4	0.8	12.9	0	0.4	4.9	0.3	21.2	72.8	114.7
合計	0	1.4	0.8	12.9	0	0.4	4.9	0.3	21.2	72.8	114.7

主な対策

※「管理棟」、「研修棟」、「宿泊棟」、「陶芸館」の対策の詳細については、「陶芸の森長期保全計画」において記載。

(2)大規模改修

(単位:百万円)

施設名	年次計画										
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
○○											
□□											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主な対策

(3)その他の修繕

(単位:百万円)

施設名	年次計画										
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
陶芸の森											
陶芸館											
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

主な対策

令和4年度：陶芸の森高架水槽更新工事

令和5年度：陶芸の森陶芸館内エレベーター更新工事

※(1)の長寿命化対策の対象とならない大規模修繕、機能付加等について検討し、リニューアル計画を立てる。また、陶芸館においては、調湿機能を備えた収蔵庫の整備、第3展示室の整備について検討していくものとする。

※対策費用については隨時見直しを行う。

※この計画により予算が確定されるものではない。

8. 更新履歴

更新年月	更新した内容
R3.10	高架水槽更新工事、エレベーター更新工事追加に伴う変更、その他文言等修正